

一、本年十月よりあらたに、渋谷昭彦氏が助手に任命されました。

第八十四回 経済研究会報告

十月八日 (火) 於 寧靜館会議室

発表者 西村裕通教授

司会者 松井七郎教授

テーマ「わが国の医療政策について」

(出席者) 宗藤、黒松、中島、相見、岩根、岡、小野、古米、辻、渡辺、野間、山下、西川(宏)、柏、藤村、森、島、小

森

医療政策の課題は、疾病時に国民が何等の不安なく医療を受けれる機会を保障することである。そして貧困と疾病とが相互悪循環の関係にある以上、それは疾病時における医療費の保障と同時にその期間の生活保障にまで及ばなければならないのは当然である。

わが国においてもこの目的のために各種の医療保険が実施され、国庫補助も行われ、ことに最近いわゆる国民皆保険構想の一環として、国民健康保険の全面的適用をみるとことになったが、これ

にはいまだ多くの問題が残されている。すなわち、これらはいざれも医療社会化の趨勢と要請のなかでひきおこされている事態であり、医療の需要側にある諸困難を社会的諸制度によって解決しようとするものではある。

だが、しかし各種医療保険の分立、ことに地域保険である国保と被用者保険との格差、さらに国保への低額国庫補助は全体としていわゆる低医療費政策を支えているものであり、医療需要の社会化への重大な支障となっている。

そればかりではない。医療の供給側における開業医制と、それに結びついた診療報酬支払制度としての点数単価方式もまた医療の供給体制の社会化を妨げている。医師の孤立分散化と社会的診療体制の欠如がこれである。

しかもこれらは医療費の無駄をめぐる医師と国民との対立のなかで、医療保障運動の展開を妨げているばかりではなく、医師自身にとつても過重な労働を結果し、患者にとつても医療への疑問をいだかせている。これもまた医療費のなかでの医師への管理体制を維持しようとする政策であるばかりではなく、ここからも医療の社会化はいちじるしく遅れざるを得なくなっているといえよう。

わが国医療政策の重要な焦点は、こうした医療の需給両側面の体制をいかに打開するかにかかっているのである。